

## 5. フェロシルト撤去における環境調査

環境調査における土壤、水質、放射線の検査は、計量証明事業者等の第3者機関に委託します。  
尚、後体採取時は、必ず岐阜県の立会の下実施します。

### 1) 撤去作業前

- フェロシルト埋立範囲確定調査（ボーリング等）  
土壤の汚染状況調査（造成地の汚染状況の確認・重金属等9項目） 周辺地下水調査  
(周辺 500m)  
周辺河川水調査（上下流・土壤環境基準超過項目）  
地下水モニタリング調査（造成地周辺の流向直近の井戸・土壤環境基準超過項目）

### 2) 撤去作業中

- 周辺河川水調査（上下流・土壤環境基準超過項目）  
地下水モニタリング調査（造成地周辺の流向直近の井戸・土壤環境基準超過項目）  
撤去が県調査時から3ヶ月を経過する場合、3ヶ月ごとに実施します。

### 3) 撤去終了後

- 周辺河川水調査（上下流・土壤環境基準超過項目）  
土壤の汚染状況調査（撤去後の敷地内及び周辺で汚染の有無の確認・土壤環境基準超過項目）  
放射線調査（周辺地域、撤去前との比較）  
埋め戻し土の土壤溶出試験（土壤環境基準全項目）  
土壤の汚染状況調査により汚染のないことの確認後

### 4) 埋戻し作業開始

- 地下水モニタリング調査（敷地内の最下流部に埋戻しを経り、  
年4回、2年間継続して汚染がないことを確認する、土壤環境基準超過項目）